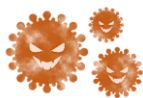




時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。新型コロナウイルス(COVID-19)は夏になると落ち着くだろうという期待が外れて流行の第2波が到来しました。

4月に500人/日を超えるピークを迎えた新規感染者数は5月に入ると下がりましたが、6月下旬から再び上昇傾向を示し、8月に入ると時に1500人/日を超えるようになりました。



本文執筆時(8/20)にはピークを越えつつあるようにも見えますが、まだ解らない状況です。幸いなことに死亡者数はいまのところ初回感染ピーク時よりも低めになっています。これは感染者が20代を中心に若年者に多く、高齢者では少ない一方、致死例は50代以下ではほとんどなく致死率は60代3%、70代10%、80代以上20%と年齢とともに上昇するためです。

高齢者の感染を予防することは死亡者を増やさないためにも重要なことです。シーダ・ウォークではフロアでの面会の禁止(タブレットを利用したTV面会に対応しています)や、デイで間隔をとるための人数制限などを行っています。ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。



栄養科より今月の一押しメニュー



9月21日「敬老の日」には「あなごちらし寿司・すまし汁・豆乳茶わん蒸しそぼろあん・フルーツ(梨)」をご用意します。その他、9月の献立にはさつまいもご飯が登場します。

まだまだ暑い日が続きますが、秋は食べ物の美味しい季節です。しっかり栄養をとり、免疫力を高めて元気にお過ごしください。



祝日の個別リハビリを開始します

9月1日よりショートステイ・ロングステイご利用の方を対象に、祝日の個別リハビリテーションができる体制になりました。

ショートステイご利用の方はケアマネジャーさんにご相談ください。



Cedar Walker 法律相談

副業のすすめ

最近では、自転車で食事の配達業務をしている人の姿を頻繁に見るようになりました。会社員をしながら、休日に配達の仕事をしている人もいます。以前よりも副業が身近なものになってきました。



ところで、本業の勤務先が就業規則などで「副業を一律禁止する」と定めていることも少なくありません。もし、そのような規則がある場合には、副業をすることはできないのでしょうか。

結論としては、原則として、本業の会社が副業を禁止していても副業をすることは違法ではありません。労働契約の本質は、労働時間の範囲内で労働力を提供することにあります。労働時間以外の時間の使い方は、労働者が自由に決められるのが原則です。つまり、勤務先は、従業員のプライベートの時間の使い方に口を出す権利はないということです。

これまで裁判で争われたこともあります。裁判所は、会社側が副業禁止と定めていたとしても、原則として副業をすることは適法であると判断してきました。

では、例外的に副業が禁止されるのはどのような場合でしょうか。たとえば、本業に支障がでるような副業は禁止されます。本業が終わった後に長時間の副業をして、休みをとれないまま本業に出るような働き方になってしまっている場合です。また、会社の秘密情報や顧客の情報をつかって副業をしたり、本業のライバル会社で副業をすることも禁止されます。

つまり、副業をすることで本業での仕事に支障が生じたり、本業に迷惑をかける場合は禁止されます。

日本の労働人口は今後も減少していくといわれております。そのため、政府も副業を推進するようになりました。副業によって、本業では得られない経験をする事ができ、その経験を本業で活かせることもあるようです。本業とのバランスを考えながら副業にチャレンジしてみるのもいかがでしょうか。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀惇

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>

日頃より、シーダ・ウォークの活動のご理解・ご協力ありがとうございます。今回は、新型コロナウイルスに対する通所リハビリテーションでの感染症対策の取り組みをお伝えしたいと思います。

通所リハビリテーションでは、 このような感染症対策を行っております



皆様のご利用になる食堂、
デイケア送迎車、リハビリ設
備等を日々こまめに消毒を
しています。



職員全員、毎日出勤
時・休憩時・帰宅時
と、合計3回検温と
体調管理を行って
います



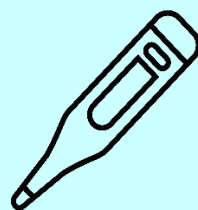
ソーシャルディスタンスに伴う配席と
飛沫防止策としてアクリル板を設置しています



皆様へのお願い



マスク着用



来所前の体温測定



来所中の手指消毒

一日も早くコロナが終息して、以前の生活に戻れますように…